

乳幼児等はぐくみ医療助成事業の実施について

平成 18 年 7 月

徳島県国民健康保険団体連合会

名 称	実施主体	対象年齢	請 求 方 法		備 考
			国 保 分	被 用 者 分	
県単独事業	徳島県 (全市町村)	0 歳～7 歳未満（0 歳～6 歳）の通院・入院	レセプト併用 (公費 4 5)	医療費請求書（4 5） ● 3 歳未満（0 歳～2 歳） アイボリー色	新たに助成対象となる「通院 3～6 歳児・入院 6 歳児」について、1 レセプト 6 0 0 円の自己負担金 ※保険薬局を除く
				● 3 歳以上 7 歳未満（3 歳～6 歳） ピンク色	
市町村単独事業	阿南市、阿波市 神山町、佐那河内村	7 歳以上の通院・入院	レセプト併用 (公費 4 7)	医療費請求書（4 7） ● 7 歳以上 藤 色	佐那河内村については、償還払い。

●阿南市、阿波市、勝浦町、上勝町、神山町、佐那河内村、那賀町については、600 円の自己負担金は市町村で負担、その他の市町村は自己負担とする。ただし、佐那河内村、那賀町については、償還払い扱いとする。

県単・乳幼児医療年齢拡大分についての処理方法

保険医療機関

現行県単分 入院 6 歳未満 外来 3 歳未満
制度改正後 年齢拡大となり 入院・外来が 7 歳未満
拡大分は一部負担金 1 レセプト 600 円

現行の処理方法

国保分 全市町村 3 歳未満 入院・外来をレセプト併用（公費 45 で処理）
市町村単独分として 3 歳以上分は医療費請求書（藤色）で処理
被用者分 全市町村 3 歳未満 入院・外来を医療費請求書（アイボリー色）で処理
市町村単独分として 3 歳以上分は医療費請求書（ピンク色）で処理

改正後の処理方法

国保分

公費負担番号 4 5（7 歳未満）・4 7（7 歳以上）を診療報酬明細書（レセプト）に併用として取り扱う

受給者証を確認し公費負担番号・受給者番号をレセプトへ公費扱いとして請求（現行 3 歳未満の請求と同様）

受給者証で一部負担金 600 円の有無を確認しレセプトに一部負担金欄へ 600 円を明記し請求（患者負担を市町村負担するところを除く）

被用者分

医療費請求書で取り扱う 3 歳未満（アイボリー色）
3 歳以上 7 歳未満（ピンク色）
7 歳以上（藤色）

一部負担金欄（患者負担額）600 円を明記し請求（患者負担を市町村負担するところを除く）
3 歳未満（アイボリー色）・3 歳以上 7 歳未満（ピンク色）・7 歳以上（藤色）別に乳幼児医療費請求総括表を添付し請求

注意事項として

- ※ 市町村によって 7 歳未満と 7 歳以上まで実施
- ※ 一部負担金（600 円）が患者負担と市町村負担
- ※ 月遅れ分（9 月以前分）は従来どおりの請求方法